

領土、  
美しい海を  
凜として守り抜く。



不法占拠されたままである  
竹島問題の平和的解決に向け  
全力を尽くします。

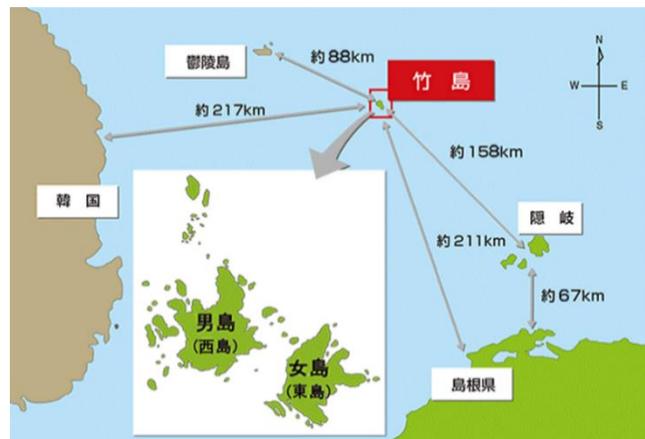
**自民党**

# 自民党は竹島問題の解決に向け、韓国との交渉を前進させます

## ■竹島とは

竹島は、島根県隠岐郡隠岐の島町に属する群島です。隠岐諸島の北西約158km、韓国の鬱陵島(うつりょうとう)からは約88kmの距離に位置します。女島(東島)、男島(西島)の2つの島とその周辺の数十の小島からなり、その総面積は約0.20平方キロメートルで東京ドーム約5個分の面積です。

竹島の周辺海域は、南からの対馬暖流と北からのリマン寒流の接点になっており、魚介藻類が種類・数量ともに極めて豊富な漁場です。島根県のみならず日本の水産業の発展と水産資源の確保の観点から非常に大きな価値をもっています。



## ■竹島領有の歴史

日本は、江戸時代初期から、漁場として利用していた鬱陵島にわたる船がかりとして、またあしかやあわびの漁獲の好地として竹島を利用していました。遅くとも17世紀半ばには、竹島の領有権を確立していたと考えられます。17世紀末に朝鮮との対立回避の為、幕府は日本人の鬱陵島への渡航を禁じましたが、竹島への渡航は禁じませんでした。竹島は当然日本の領土であると認識していたからです。

明治38年(1905年)1月、日本政府は竹島を「隠岐島司ノ所管」とする閣議決定をすることで島根県に編入し、竹島を領有する意思を再確認しました。同年2月22日には、島根県知事が所管を明らかにする告示を行いました。島根県では、平成17年(2005年)に告示100周年を記念して、2月22日を「竹島の日」と決めました。

昭和26年(1951年)に署名されたサンフランシスコ平和条約においても、日本が放棄すべき地域の中に、竹島は含まれていません。

その後、昭和27年(1952年)1月、韓国は一方的に「李承晩ライン」を国際法に反して設定し、そのライン内に竹島を取り込みました。日本の度重なる抗議にもかかわらず、韓国は警備隊員などを駐留させ、宿舍や監視所、灯台、接岸施設等を構築しています。これは国際法上何ら根拠が無いまま行われている不法占拠です。

## ■領土問題解決に向けた自民党の強い決意

平成22年(2010年)11月、ロシアのメドヴェージェフ大統領が北方領土に上陸し、平成24年(2012年)8月には韓国の李明博大統領が竹島への上陸を断行しました。わが国固有の領土の北方領土及び竹島に、ロシア並びに韓国の最高指導者が上陸したことは、ソ連時代を含めて初の出来事です。当時、日本は民主党政権下にあり、迷走した日本外交を見透かしたかのように、それぞれの上陸が強行されました。

平成24年(2012年)12月、自民党が再び政権に復帰し、安倍内閣は史上初めて領土問題担当大臣を任命するとともに、内閣官房に領土・主権対策企画調整室を新設するなど、矢継ぎ早に体制の再構築を実行しました。また、国内外に日本の主張を発信し、理解を拡げるべく、「領土・主権展示館」の開設、竹島に関する記述の大幅な追加を内容とする中学・高校の学習指導要領解説の改訂も行いました。

しかしながら、近年、韓国国会議員による竹島上陸、竹島周辺海域における韓国海洋調査船の航行、韓国軍による竹島に関する軍事訓練が相次ぐなど、韓国側はわが国への挑発の度合いを強めています。わが党は、このような暴挙を見過ごすことなく、毅然とした対応を政府に要求しており、引き続き一日も早い竹島返還の実現のため全力を注ぎます。